

かけがえのない大切な命を守るために *9月10日～16日は「自殺予防週間」です

◎自殺の現状と「自殺予防週間」について

日本では年間2万3千人以上の方々が自らの意志で「命」を絶っています。宮崎県の自殺死亡率は、全国的に高い位置にあり、平成26年から2年連続で全国3番目に高い数字となっています。

宮崎県の自殺者を男女・年代別にみると、男性の働き盛り世代（30～60歳）が最も多いです。

自殺の動機は、健康問題が圧倒的に多く、その半数はうつ病などのこころの病気を抱えているようです。それだけでなく、その他にも経済上の問題や家庭問題、職場関係の悩みなどがあり、その背景はさまざまです。

◎知っていますか？ 自殺のサイン *自殺予防10箇条*

- ① うつ症状が出てくる
（気分が沈む、自分を責める、仕事が手につかない）
- ② 原因不明の身体の不調が長引く（不眠、食欲不振、疲労感など）
- ③ 酒量が増す
- ④ 安全や健康が保てない（治療を中断する、自暴自棄になる）
- ⑤ 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする
- ⑥ 職場や家庭でサポートが得られない
- ⑦ 本人にとって価値あるものを失う（職、地位、家族、財産）
- ⑧ 重症の身体の病気にかかる
- ⑨ 自殺を口にする
- ⑩ 自殺未遂におよぶ

◎私たちができること

自殺を考える人は、「死ぬしかない」と視野が狭まっていたり、「孤立している」と感じています。

自殺者を一人でも減らすために、あなたができること、それは…

《 気づき 》 家族や仲間の変化に気づいて、声をかけましょう。

《 傾 聴 》 本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう。

《 つなぎ 》 早めに専門家に相談するよう促しましょう。

《 見守り 》 温かく寄り添いながら、じっくりと見守りましょう。

「こころの健康と自殺予防展」を行います。

こころの健康を保つための方法や、こころの病気を理解すること、また「命」の大切さなどに関するポスターや遺族の思いが語られているパネルの展示、パンフレットの配布を行います。ぜひお立ち寄りください。

- 期間 : 9月12日（月）～16日（金）8時30分～17時15分
- 場所 : 西都市役所市民課前ロビー

左記のような状態が続いている…それは、もしかしたら心の病気や自殺のサインかもしれません。

できるだけ早く専門機関に相談してください。

相談窓口等情報サイト 「みやざきこころ青Tねっと」

<http://www.m-aot.net>

他人事と考えず、ぜひ一緒に「命」について考えてみませんか？

（文書取扱：健康管理課健康推進係 43-1146）

9月は健康増進普及月間です

一人一人が生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙などの生活習慣の改善の重要性について理解を深め、できることから健康づくりに取り組みましょう。

【統一標語】 1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ
～健康寿命の延伸～

《メタボリックシンドロームを予防・解消しましょう》

メタボリックシンドロームとは、肥満、なかでもお腹まわりに脂肪がつく「内臓脂肪型肥満」の人が、脂質異常や高血圧、高血糖のいずれか2つ以上をあわせ持っている状態です。食べすぎや運動不足などの悪い生活習慣から起こるものですが、早期の段階ではほとんど自覚症状がないため、静かに進行していきます。そのまま放置しておくと、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中といった命に関わる病気につながります。

- 食生活を改善しよう
 - ・腹八分目を心がける
 - ・よく噛んで食べる
 - ・バランスよく食べる
 - ・就寝3時間前までには食事をすませる
 - ・1日3食食べる
- お酒の適量を守ろう
 - ・週に2日は休肝日を設け、肝臓をいたわろう
(適量の目安) 日本酒：1合
焼酎：1合、ビール：中ビン1本
- 身体活動を増やそう
 - ・乗り物をひかえ、歩くようにする
 - ・掃除、洗濯などの家事をしっかりとる
 - ・テレビを見ながら体操する
 - ・時間を決めて散歩する
- 禁煙しよう
- 特定健診・がん検診を受けよう
- 気軽に楽しくできる運動をしよう
 - ・筋力トレーニング（腹筋・スクワット・腕立て伏せ）
 - ・有酸素運動（ウォーキング・自転車・水泳）
 - ・ストレッチング

(文書取扱：健康管理課)

9月10日は全国下水道の日 「下水道 水がいのからの 守り神」 期間：9月1日～10日

下水道は、河川、湖沼、海など公共用水域の水質汚濁防止の重要な役割を果たしております。また住民の皆様へ安全で快適な生活を送っていただくために必要不可欠なものです。

そこで全国一斉に9月10日を「全国下水道の日」と定め、住民の皆様へ下水道事業に対するご理解とご協力をお願いいたしております。期間中は水洗化促進の啓発、下水道に関する相談を承りますので、お気軽に市役所 上下水道課 下水道工務係まで、ご相談ください。

宅内排水工事のお願いと依頼について

下水道が整備され、お住まいの地域が下水道を利用できる区域になりますと、汲み取り便所は3年以内に水洗便所に改造し、浄化槽の場合はすみやかに下水道に接続する排水設備工事を行わなければならないことになっています。

まだ宅内排水設備工事の終わっていない方、特に3年を経過した区域の方は、お早めに西都市下水道排水設備等指定工事店にお申し出ください。

【問合せ先】 上下水道課 下水道工務係 43-1326

(文書取扱：上下水道課)

9月（シルバーウィーク）の ごみ収集等について

【ごみ収集】

ごみの収集時間は収集経路の状況等により変わることがあります。ごみは必ず収集日当日の朝8時まで決められた集積所へ出してください。

月 日	ごみ 収 集
9月19日（月・祝）	休み ●妻東・穂北地区の「燃やせるごみ」は21日（水）に収集 ●妻東地区「金属類」「燃やせないごみ」は次の週の同じ曜日に出してください。 ※次回収集日：9月26日（月）
9月20日（火）	通常収集
9月21日（水）	通常収集および特別収集 ●妻東・穂北地区の「燃やせるごみ」も収集
9月22日（木・祝）	休み ●三財・都於郡地区「古紙類」は次回収集日に出してください。 次回収集日：10月13日（木）
9月23日（金）	通常収集

※粗大ごみ置場は19日（月・祝）・22日（木・祝）のみ休みです。

（文書取扱：生活環境課 43-3485）

蛍光管の分別について

現在、『蛍光管』は『燃やせないごみ（赤い袋）』として回収していますが、更なる再資源化を推進していくため、今後は『資源ごみ』として回収していきます。『蛍光管』の再資源化に取り組むことで、ごみの減量に大きな効果が見込まれます。

今年度から来年度にかけて、運用期間とし、下記の場所に『蛍光管回収ボックス』を設置しています。

- 西都市生活環境課（市役所南庁舎）
- 西都市粗大ごみ置場

での拠点回収となります。

※割れた蛍光管については、今までどおり「燃やせないごみ（赤い袋）」で出してください。

ただし、蛍光管が割れると、有毒ガスが発生する場合があります。また、割れた破片で怪我をする恐れもありますので、割らずに上記回収場所にお持ちくださるようご協力ください。

地球環境に適したリサイクルの推進にご協力ください。

（文書取扱：生活環境課 43-3485）

9月の農業用廃プラスチック収集日について

8月15日付けの「お知らせ」にて案内しました「農業用廃プラスチック排出促進期間中の処理費用がさらに安くなります」の記事中の収集日の記載に誤りがありました。ご迷惑をおかけして本当に申し訳ありません。

正誤については下記のとおりです。よろしくお願ひします。

(誤) 【収集日】

	童子丸集積所		三財集積所	
	ビニール		ポリ	
9月	7日	21日	14日	28日

(正) 【収集日】

	童子丸集積所		三財集積所	
	ビニール	ポリ	ビニール	ポリ
9月	7日	21日	14日	28日

持込時間は午前9時から午後4時（お昼除く）までです。

※9月は上記の通常収集に併せて特別収集を以下のとおり実施します。

【特別収集日時】

通常の農業用廃プラスチック収集日では収集できない農業用廃プラスチックを『童子丸集積所』にて、以下のとおり受入れます。

受入日時	受入地区
9月12日(月) 午前9時～午後3時	妻地区、都於郡地区、東米良地区
9月26日(月) 午前9時～午後3時	穂北地区、三納地区、三財地区

(文書取扱：西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会
[事務局/農政課園芸特産係 32-1003])

敬老会行事等を開催される代表者の方へ

毎年「敬老の日」前後には、区長さんや公民館長さんをはじめとした各地区役員さん等のご厚意により、「敬老会」などの敬老行事を行われる地域も多いことと思います。

今年も9月19日(月・祝)の「敬老の日」を迎えるにあたり、市から敬老行事開催に対しまして「お祝い金」をお渡しいたします。

敬老会行事等を開催される代表者の方におかれましては、下記の申込内容をご確認のうえ、できるだけ早めに申込みいただきますようお願いいたします(敬老会祝い金を準備するのに、1週間～10日程度期間がかかります)。

なお、申込用紙等は福祉事務所高齢者福祉係にもございますが、西都市ホームページ内の“申請書ダウンロード”でもご利用いただけます。

また、下記【申込内容】の項目を含むものであれば任意の様式でも構いません。

- 【申込内容】
- ①集落名
 - ②行事開催の日時・場所
 - ③敬老を受けられる70歳以上の方の氏名・年齢(平成29年3月31日現在の年齢)
 - ④代表者の氏名・連絡先
※昼間連絡が取れる番号

【申 込 先】 福祉事務所 高齢者福祉係 32-1010

(文書取扱：福祉事務所)

児童扶養手当の加算額が変わります

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

- 平成28年8月分から、加算額が増額されます。
 - ・第2子の加算額 【月額5,000円→最大で10,000円に】
 - ・第3子以降の加算額 【月額3,000円→最大で6,000円に】
- ※受給者の所得に応じて加算額が決定されます。
- 平成29年4月から物価スライド制を導入します。
 - ・物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を児童扶養手当の加算額にも導入します。
- 児童扶養手当の月額（平成28年8月分から）

・子どもが1人の場合

全部支給	42,330円
一部支給	42,320円～9,990円(所得に応じて決定されます)

・子ども2人目の加算額(平成28年7月分までは定額5,000円)

全部支給	10,000円
一部支給	9,990円～5,000円(所得に応じて決定されます)

・子ども3人目以降の加算額(平成28年7月分までは定額3,000円)
子ども1人につき

全部支給	6,000円
一部支給	5,990円～3,000円(所得に応じて決定されます)

***児童扶養手当を受け取られている方には、平成28年度の支給額決定後に個別に通知をお送りしますので、8月以降の手当月額をご確認ください。**

この件につきましてご不明な点やご質問がありましたら、下記までお問合せください。

(文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021)

地縁団体の認可申請、変更手続について

★認可地縁団体になる意義（法人格取得の意義）

不動産等の財産を保有または保有を予定している地縁による団体（自治会等）は、市長の認可を受けることにより認可地縁団体となり、法人格が付与されます。

法人格をもたない地縁による団体は、団体名での不動産の登記ができません。このため、団体役員の名義等としなければならない、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがあります。

地縁による団体が認可地縁団体となり、法人格を取得することによって、**地区の集会所の土地・建物などの不動産を、地縁団体名義で不動産登記できるようになります。**

認可地縁団体になろうとする場合または認可を受けた後に団体代表者・区域・事務所所在地・規約を変更する場合は、市長に対し申請が必要となりますので、手続をお願い致します。

★地縁による団体とは

地縁による団体は、自治会など一定の区域内に住所を有する者の「地縁」に基づいて形成され、区域に住所を有する人は誰でも構成員になれる団体を言います。

詳細につきましては、下記までお問合せください。

(文書取扱：市民協働推進課市民協働推進係 32-1005)

人権・男女共同参画に関するお知らせ

【ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました】

今年6月3日（金）から、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにつながりかねません。一人一人の人権が尊重される社会を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、外国人と接する機会は今後ますます増えることが予想されます。民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

※詳しくは法務局ホームページでご確認ください。（http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html）

【性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」が開設されました】

県では、性暴力被害者の心身の負担を軽減し、心身の回復を図るため、電話・面接相談、医療、カウンセリング等の必要な総合的支援を1か所で受けられる性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」を開設しました。

相手がよく知っている人でも、そうでない人でも、あなたがのぞまない性的行為は性暴力であり、人の尊厳を傷つける許されない行為です。

被害にあってどうしたらいいのかわからない、誰にも相談できない・・・そのようなときは、一人で悩まず相談してください。

※女性相談員があなたのお話をお聞きします。

※相談内容の秘密は守られます。

（性暴力被害相談電話）0985-38-8300

（電話・面接相談時間）月～金、10時～16時 ※祝日・年末年始を除く

（問合せ先）宮崎県生活・協働・男女参画課 0985-26-7040

（文書取扱：市民協働推進課）

知っていますか。守っていますか。宮崎県屋外広告物条例

宮崎県は、郷土の美しい自然や街並みを守るため、「宮崎県屋外広告物条例」を定めています。

○「屋外広告物」とは、はり紙や店舗の看板、道路沿いの広告板など、建物の外に表示・設置されている広告物のことをいいます。

○店舗の看板など屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要です。

○美しい風景を守るために、屋外広告物の表示や設置ができない場所（地域）があります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】宮崎県西都土木事務所 総務課 管理担当 〒881-0005 西都市大字三宅9451番地 43-2221

（文書取扱：商工観光課都市デザイン係）

「市民提案型まちづくり事業補助金」について 市民によるまちづくりをサポートします

市では、「市民協働のまちづくり」の考えのもと、市民活動団体等を新たな公共の担い手として位置付け、市民活動団体等が自主的・自発的に企画して市のまちづくりのために行う事業に対し、経費の一部を補助し支援を行います。その様な事業等の実施を考えておられる市民活動団体等で興味をお持ちになった団体等は、市民協働推進課にお問い合わせください。

市のホームページにも情報を掲載していますのでご確認ください。

○補助金名：「市民提案型まちづくり事業補助金」

○補助の区分と内容：

(1) 初期活動サポートコース

市民活動団体等が公益的な活動を開始するため、または、設立5年以内の市民団体等がその団体等の運営を軌道に乗せるために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の90%以内で30万円以下
(2回目は27万円以下、3回目は24万円以下)

(2) 西都づくりサポートコース

市民活動団体等が企画して、西都市のまちづくり（地域の課題解決、イベントを含む）のために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の80%以内で50万円以下
(2回目は45万円以下、3回目は40万円以下)

○申請期間：11月30日（水）まで

※補助金の交付状況により変更する場合があります。

※この補助金は、申請内容の審査会を行い、交付の可否が決定されます。

<問合せ先> 市民協働推進課 43-1204

(文書取扱：市民協働推進課)

オータムジャンボ宝くじの収益金は市町村の 明るく住みよいまちづくりに使われます

オータムジャンボ宝くじが9月26日（月）から10月14日（金）まで、次のとおり販売されます。

『今年のオータムジャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて5億円!』

1 等 3億円×14本
前後賞 1億円×28本

2 等 1,000万×140本

※当せん本数は発売総額420億円・14ユニットの場合

(文書取扱：財政課)

第25回西都市美術協会展開催

西都市美術協会会員が絵画・書・写真・陶芸の各部門にわたって力作を出展します。

市民の皆様に作品鑑賞の場を提供し、西都市の美術文化振興を図りたいと考えております。

なお、会員以外の方の参加も歓迎いたします。

【開催期間】 9月6日（火）～11日（日） 10時～17時
※最終日は16時まで

【会場】 西都市民会館（43-5048）

【主催】 西都市美術協会

【後援】 西都市・西都市教育委員会

【お問合せ】 西都市美術協会事務局：桐山 ナヲ
〒881-0005 西都市大字三宅7270番地1
TEL/FAX：42-2547

（文書取扱：社会教育課）

『さいとぷちマルシェ』の開催について

毎月第4日曜日に開催中のさいとマルシェ。

第5回となる今回は、コミュニティプラザパオ1階（センターコート）にて、雑貨中心のハロウィンマルシェを開催します。一足早いハロウィンパーティーのような雰囲気のマルシェです！

素敵な雑貨・アクセサリのお店が並びます。ぜひお誘い合わせの上お越しください。皆さまのご来場を心からお待ちしております！

【会場】 コミュニティプラザパオ1階 センターコート

【日時】 9月25日（日）
マルシェ販売時間：10時から18時まで

【お問合せ】 妻駅西地区商店街振興組合（Develop-Saito）
TEL：35-4029 FAX：35-4059

（文書取扱：商工観光課）

第20回 昼間版 『一夜の歌声喫茶』 開催のお知らせ

西都市民会館において、下記のとおり第20回目となる「一夜の歌声喫茶（昼間版）」が開催されます。

今回は第20回記念イベントとして、西都市レクリエーション協会メンバーによる楽しく笑える和太鼓演奏も予定されています。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

【日 時】 9月25日（日）
開場12：45 開演13：15

【会 場】 西都市民会館

【料 金】 450円（電話申込みが必要です） 当日券は500円

【内 容】 童謡、青春歌謡、フォークソングなどを全員で歌います。
220曲の歌集の中からリクエストをどうぞ。
（ギター・アコーディオン・キーボードなどの生伴奏です）

【主 催】 西都市レクリエーション協会

【問合せ及びチケット】
080-5065-5932（西都市レク事務局・松下）

※福祉施設よりの団体参加は、あらかじめ事務局へご連絡ください。

（文書取扱：社会教育課）

勤労青少年ホーム「スポーツ吹き矢」講座

勤労青少年ホームでは、健康促進として静かなエクササイズと呼ばれている「スポーツ吹き矢講座」を開催します。

心と身体のバランスを整えるスポーツ吹き矢に挑戦してみませんか。

【開講日】 10月5日、12日、19日、26日（各水曜日）
11月2日（水曜日）

【時 間】 13:30～15:30

【場 所】 西都市勤労青少年ホーム（体育室）

【対象者】 西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【費 用】 当ホーム会員登録料200円（本年度未登録の方のみ）

【準備物】 タオル・飲み物（水分補給）

【定 員】 10名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）
※日程が一部変更される場合があります。ご了承ください。

◆申込み◆

○窓口で直接か、電話・FAXでお申込みください

電話/FAX：32-6301

○受付時間：月曜～土曜（13時～20時） ※日曜・祝日は休館

○締 切 り：9月30日（金）20時まで

○問合せ先：西都市勤労青少年ホーム

（文書取扱：商工観光課）

働く婦人の家

「アラカルト料理10月講座」開催

働く婦人の家では毎回違う講師を迎え、単発形式で行う料理講座を開催しています。

今回は、クッキーの表面をお砂糖や卵白で着色して、デコレーションする「アイシングクッキー」を作ります。ハロウィンパーティーなどにもぴったりの「アイシングクッキー」を作ってみませんか。

- 【開講日】10月22日（土） 10時～13時（全1回）
- 【場 所】西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）
- 【対象者】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】材料費1,000円程度
- 【準備物】エプロン・三角巾・手拭きタオル
- 【定 員】10名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66 西都市働く婦人の家」までご応募ください。
※必要事項…①講座名「アラカルト料理10月講座」とご記入ください。
②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号・FAX番号、
⑤年齢⑥区分（女性労働者・主婦・その他・男性のいずれか）
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。
- 受付時間 月曜～金曜：9時30分～20時まで
土 曜：9時30分～16時まで（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 9月1日（木）～30日（金） ※最終日消印有効
- 問合せ先 働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

（文書取扱：商工観光課）

働く婦人の家

「パソコンで年賀状を作ろう」講座開催

働く婦人の家では、パソコンを使った年賀状の作り方から、ハガキに印刷するまでの技法を学ぶ講座を開催します。ご自宅のパソコンを使って、オリジナルの年賀状作りにチャレンジしてみませんか。

- 【開講日】10月21日（金）（毎週金曜日・全8回） 19時～21時
- 【場 所】西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）
- 【対象者】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】友の会費200円・テキスト代1,000円程度（ともに初回のみ）
- 【準備物】ノートパソコン、筆記用具
- 【定 員】10名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります。）

◆申込み◆

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66 西都市働く婦人の家」までご応募ください。
※必要事項…①講座名「パソコンで年賀状を作ろう」とご記入ください。
②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
⑥区分（女性労働者、主婦、その他、男性のいずれか）
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。
- 受付時間 月曜～金曜：9時30分～20時まで
土 曜：9時30分～16時まで（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 9月1日（木）～30日（金） ※最終日消印有効
- 問合せ先 働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

（文書取扱：商工観光課）

ピーチくらす（両親学級）を開催します

もうすぐパパやママになる皆さん、安心して元気な赤ちゃんを産み育てるために一緒に楽しく学びませんか？
マタニティーのお友達もできますよ。

日時	場所	内容
9月25日 (日) 9:30～12:00	西都市 児童館	☆安心して出産・育児ができるための助産師さんによるお話 ☆パパの妊婦擬似体験♪ ☆チャレンジ、育児体験♪ (抱っこ、おむつ替え、お風呂入れ) ☆赤ちゃんとママに優しい食事のお話

◎母子手帳・筆記用具をご持参ください。

◎参加希望の方は9月21日（水）までに健康管理課（43-1146）にご連絡ください。定員は8組程度となります。

（参加希望者多数の場合、第1子の方を優先させていただきます）

◎里帰り等の理由で早めに参加されたい方は、お気軽にご相談ください♪

※今回は出産予定日が平成28年11月～平成29年2月の方を対象にしております。

（文書取扱・問合せ先：健康管理課 健康推進係 43-1146）

保健師（看護師）嘱託員を募集します

募集人員	保健師（看護師）嘱託員 1名
業務内容	健康増進事業に関する教育相談指導事業 健康増進事業に関する事務（パソコン等）補助
任用期間	10月1日～平成29年3月31日 (更新の可能性あり)
募集期間	9月21日（水）12時まで (土日祝日を除く8時30分から17時15分まで)
報酬	月額 保健師 160,000円 看護師 150,000円
勤務時間	週29時間以内（原則9時から16時までの6時間勤務）
福利厚生	社会保険（健康保険、厚生年金保険）・労災・雇用保険・有給休暇制度あり
応募資格	① 保健師または看護師の国家資格を有する方 ② 健康で市税等の滞納がなく、普通自動車免許をお持ちの方 ③ パソコンでの事務処理が可能な方
応募方法	市販の履歴書に写真を添付し、必要事項記載の上、保健師（看護師）の免許証の写しを添えて、市役所健康管理課（43-1146）まで申し込んでください。

（文書取扱：健康管理課）

西都市社会福祉協議会職員募集のお知らせ

- 1 募集人員 臨時職員 1名（相談支援員）
- 2 募集期間 9月1日（木）から随時
- 3 受付時間 期間中（土・日・祝日除く）の午前8時30分～午後5時まで
- 4 業務内容 障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画等の作成を行います。
- 5 資格要件 相談支援専門員又は福祉分野（障害者分野）での実務経験がある方
ただし、次に該当する人は応募資格がありません。
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 6 提出書類 ①履歴書（必要事項を自書し、写真を貼付したもの）
②資格書の写し
③運転免許証の写し
- 7 選考方法 書類審査及び面接
面接日や結果については、直接通知します。
- 8 雇用期間 合格後～平成29年3月31日（更新有）
- 9 勤務条件等
 - ①賃 金 日額5,700円
 - ②勤務時間 8時30分～17時15分まで
（1日あたり7時間45分、1週間あたり38時間45分）
 - ③加入保険 社会保険・雇用保険・労災保険

【問合せ・提出先】

社会福祉法人西都市社会福祉協議会／総務課総務係
〒881-0004 西都市大字清水1035番地1
（西都市地域福祉センター内）
TEL：43-3160 FAX：42-4743

（文書取扱：福祉事務所）

西都市観光協会嘱託職員募集について

- 【職 種】：嘱託職員
- 【勤務時間】：午前8時30分～午後5時15分（時間外勤務有）
- 【休 日】：土、日曜、祝日（但し催事イベント等で休日出勤あり）
- 【募集人員】：1名
- 【賃 金】：150,000円
- 【福利厚生】：社会保険（健康保険・厚生年金）・労災・雇用保険あり
- 【募集期間】：9月1日（木）～16日（金）
- 【受付時間】：午前9時から午後5時（月～金）
- 【受付場所】：西都市観光協会（市庁舎北側駐車場横）
- 【応募資格】：健康な方でパソコン（ワード、エクセル）の操作可能な方及び普通自動車免許（AT限定不可）取得、また市税等の滞納がない方
- 【応募方法】：写真（3か月以内に撮影したもの）を貼付した履歴書、職務経歴書及び小論文（1,200字以内）を添えて期間内に西都市観光協会事務局まで提出して下さい。
小論文タイトル：「西都市の観光誘致について」
なお、郵送の場合は9月16日必着（簡易書留）。
※履歴書及び小論文は直筆で記載すること。
- 【雇用期間】：10月1日～平成29年3月31日
- 【採用方法】：面接による選考
- 【業務内容】：西都原ガイド情報発信、観光客誘致活動、観光案内、このはな館一般経理業務
- 【面 接 日】：9月20日（火）
- 【採用通知】：9月26日（月）に合格者のみに通知します。
- 【問合せ先】：西都市観光協会
〒881-0015 西都市聖陵町1丁目88番地
41-1557

（文書取扱：商工観光課）

放課後児童クラブ指導員の募集について

放課後児童クラブの指導員を募集します。

- 募集職種 … 放課後児童クラブ指導員
- 業務内容 … 放課後児童クラブ内で小学生の健全育成に資する活動を行う。
- 募集人員 … 都於郡児童クラブ 1名
三財児童クラブ 1名
- 勤務時間 … 月曜～土曜／授業のある日 下校時～18時
授業のない日 7時30分～18時
※学校の授業時間等で勤務開始時間が変動します。
- 雇用期間 … 6カ月以内（更新することもあります）
- 賃 金 … 時給755円
- 資 格 … 放課後児童支援員の資格要件に該当する方
(保育士、幼稚園教諭、小中高教諭、社会福祉士などの資格所有者)
- 福利厚生 … 労災・雇用保険、有給休暇制度有り
- 募集期間 … 9月16日(金)まで
8時30分～17時15分(土日を除く)
- 申込手続 … 市販の履歴書に必要事項を記入し、必ず写真を添付の上、資格証の写しと一緒に提出してください。
- 申込場所 … 西都市役所 福祉事務所 保育係
- その他 … 採用された場合、雇用期間中は原則として許可がないと他の仕事をすることはできません。

【問合せ先】福祉事務所 保育係 43-0376

(文書取扱：福祉事務所)

第11回さいとふるさと産業まつり 2016 “こんねまつり”の出店者を募集します

例年10月に西都原古墳群において、多くの観光客や地域住民をお迎えして本市産の農畜産物や加工品、地場産品等を広くPRし、本市における産業の活性化や交流人口の拡大を図ることを目的として「さいとふるさと産業まつり」を開催しております。そこで、本市における“食育”や“地産地消”をより一層推進する観点から、市内居住者向けの出店ブース（4店舗程度）を公募することとしましたので、出店を希望される方は下記内容をご確認のうえお申し込み下さい。応募多数の場合は抽選とさせていただきます。

【開催期間】10月30日（日）

【応募条件】保健所の営業許可者または臨時営業許可取得見込みの者で、PL保険加入者を応募条件とします。

【申込締切】9月26日（月）まで

【申込方法】下記の申込先に、①氏名、②住所、③電話番号、④生年月日、⑤出店内容を電話でご連絡ください。

【その他】出店内容がふるさと産業まつりの趣旨に沿っているか審査を行います。応募者多数の場合は、抽選により出店者を決定します。

【申 込 先】農政課 43-0382

(文書取扱：農政課)

西都市民会館自主文化事業 『サウンドスクエア13』 出演者募集のお知らせ

毎年12月に開催しております『サウンドスクエア』。
今年も12月25日(日)に開催が決まり、それに伴い出演者を募集いたします。

○ 申込方法：参加申込用紙に必要事項を記入のうえ、以下のものを合わせて提出してください。

- ①演奏・パフォーマンス動画
- ②PR動画

○ 申込用紙：西都市民会館に用意しております。
ホームページからもダウンロードできます。
<http://www.saito-ch.com/>

○ 応募締切：9月30日(金) 17時必着

※応募締切後に審査会を行い出演の可否を通知いたします。

○ その他：詳しくは、申込用紙にてご確認ください。

○ お問い合わせ：西都市民会館(43-5048) 担当/隈江

(文書取扱：社会教育課)

「第11回わけもんの主張」参加者募集 政治や選挙について考えていることを 発表してみませんか

「私は選挙についてこう思う」
「今の政治に一言言いたい」
という「わけもん」の皆さんの御応募をお待ちしています。

応募締切 9月30日(金)
応募方法 参加を希望される方は、まず電話で西都市選挙管理委員会(43-3418)まで御連絡ください。

- 1 日時(予定) 平成29年2月11日(土)
※西都・児湯地区予選会を平成28年12月に高鍋町で開催予定
- 2 会場(予定) 宮崎県庁
- 3 意見発表者 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方
- 4 発表内容 有権者として、または未来の有権者として政治や選挙について考えていること、感じていること、求めていることについて自由に発表してください。
(演題は自由)
発表に当たっては、内容を暗記せずに、原稿等を見ながら発表してもかまいません。
- 5 発表時間 1人5分程度

詳しくは選挙管理委員会までお問合せください。

(文書取扱：選挙管理委員会 43-3418)

「建設労働者養成訓練」訓練生募集 説明会の開催について

一般社団法人宮崎県建築業協会では、人手不足が深刻な建設労働者の育成・確保を図るため、職業訓練や就職斡旋を行う建設労働者緊急育成支援事業に取り組んでいます。

事業実施にあたり訓練生募集説明会を開催いたしますので、建設業での就職を希望される方などぜひご参加ください。

【募集説明会】

- 日 時：9月21日（水）、10月25日（火） 10時～11時
- 会 場：宮崎県建築業協会（宮崎市瀬頭2-4-12 瀬頭ビル5階）
- 参加対象：離転職者、新卒者、未就職卒業者など宮崎県内での就職を希望する者もしくは建設業に興味のある者（経験不問）及び保護者

【養成訓練について】

- コース：①とび・土工コース ②型枠コース ③内装コース
- 募集定員：各コース5名
- 訓練期間：①・②は9月28日～11月13日（33日間）
③は11月1日～11月28日（19日間）
- 訓練地域：①宮崎市生目 ②宮崎市芳土 ③宮崎市学園木花台
- 取得できる修了資格等：
玉掛技能講習、小型移動式クレーン技能講習、車両系建設機械運転技能講習、フォークリフト運転技能講習 など
- 職業訓練費用、宿泊交通費、資格取得費：無料

【お問合せ先】

一般社団法人宮崎県建築業協会 建設労働者緊急育成支援事業
0985-65-5864 担当者：高橋、佐保、伊東

（文書取扱：商工観光課）

認知症SOSネットワーク メール配信システムの登録者を募集します

急速な高齢化に伴い、認知症高齢者は年々増加しており徘徊による行方不明者も増加しています。徘徊高齢者の早期発見・早期保護のためには、迅速な情報伝達と多くの方の協力が必要となります。

そこで、西都市では平成28年7月1日より、ご家族等から同意が得られた行方不明高齢者の情報をメールで配信しております。

メール配信登録者とは、可能な範囲で検索のための情報提供にご協力いただく方々のことです。積極的に検索をお願いするものでなく、日常生活の中で心あたりの方を見かけた場合に警察署に通報をお願いします。

一人でも多くの方のご登録をお願いします。

【登録方法】

- ①QRコードを読み取るまたは、
sky452084@mailsv.wcmstp.jp
宛てに空メールを送信
- ②数分後に登録用メールが返送されます
- ③メール内容に従って登録手続き
- ④登録完了



※注意※

メールの受信設定によっては、登録用メールが届かないことがあります。“@mailsv.wcmstp.jp”からのメールが届くように確認をお願いします。設定が不明な場合は各携帯電話販売店等にお問い合わせください。

（文書取扱・問合せ：健康管理課介護保険係 43-3024）

県立産業技術専門校入校試験募集案内

県の産業界を担う中核的技能者を養成する県立産業技術専門校の入校試験を下記のとおり行います。専門の知識や技能を身につけることができ、県内外の多数の企業から求人のある就職率ほぼ100%の公共職業能力開発校です。

募集人員	木造建築科 20名（うち推薦5名程度） 構造物鉄工科 20名（うち推薦5名程度） 電気設備科 20名（うち推薦5名程度） 建築設備科 20名（うち推薦5名程度）
訓練期間	2年間（平成29年4月から平成31年3月まで）
募集対象者	高等学校卒業者（予定者）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者（平成29年4月1日現在で満18歳以上の者） ※推薦選考試験は、推薦選考資格に該当する者
推薦入校募集期間	9月2日（金）～23日（金）
推薦入校試験	9月30日（金）
合格発表	10月7日（金）
一般入校募集期間	10月3日（月）～25日（火）
一般入校試験	11月2日（水）
合格発表	11月9日（水）
提出書類	入校願書、入校志願理由書または履歴書、調査書（進学用全国高等学校統一用紙）または卒業証明書
入校試験手数料	2,200円
問合せ・提出先	〒881-0003 西都市大字右松362-1 宮崎県立産業技術専門校 42-6501

（文書取扱：商工観光課）

法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

家庭内の問題（夫婦・親子、結婚・離婚、相続など）や、隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などの問題に関するご相談をお受けします。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、お気軽においでください。

○日 時 9月20日（火） 午前10時から午後3時まで

○場 所 市役所南庁舎1階

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国统一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

○パソコンから（大人・子ども共通）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

（文書取扱：市民協働推進課）